

仕 様 書

1 件名

令和5年度「渡航ルート多様化等を見据えた大阪府との新たな連携」に係る業務委託

2 事業目的

地方空港からの外国人旅行者の入国など、海外からの渡航ルートが多様化する中、東京と各自治体の連携に関するニーズも多様化している。また、観光産業の復活に向け、段階的な施策を展開し、入国制限の緩和に合わせたインバウンド誘致に取り組むとともに2025年（令和7年）の大阪万博を見据えて観光施策を展開する必要がある。

そこで、意欲ある自治体との連携関係を構築し、東京と特定の自治体等の観光コンテンツを国内外に発信し、日本への誘客と東京と連携先との相互送客を促進することを通じ、東京と日本各地との共存共栄による観光振興につなげていく。

3 契約期間

令和5年4月24日から令和6年3月29日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5 対象市場・ターゲット

海外・国内の個人旅行者

海外市場に関しては、欧米豪を想定しているが、詳細については財団と協議の上、実施すること。

国内市場に関しては、主に東京圏（*1）、京阪神圏（*2）在住の個人旅行者を中心に東京圏・京阪神圏間の相互送客を想定している。

（*1）本事業で実施する観光プロモーションにおいては、東京都（以下「都」という。）・神奈川県・千葉県・埼玉県の1都3県を想定している。

（*2）本事業で実施する観光プロモーションにおいては、京都府・大阪府・兵庫県の2府1県を想定している。

6 事業全般に関すること

（1）全般について

受託者は、「2 事業目的」に掲げる目的に基づき、次の事業を実施すること。

ア 海外市場向け二大都市の魅力を対比したPR（記事広告等）

イ OTA（Online Travel Agency）と連携した広告出稿

ウ 上記アを効果的に実施するための海外市場向けオンライン広告

エ 国内市場向け二大都市の魅力を対比したPR

オ 効果測定及び報告

(2) 実施体制

- ア 東京都及び大阪府への旅行者動向・分析を踏まえ、事業を遂行すること。
- イ 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。
- ウ 受託者は各事業のスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、財団の承諾を得ること。
- エ 業務の詳細について財団と協議の上実施し、進捗状況を綿密に財団に報告すること。
- オ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。
- カ 事業の実施にあたっては、都、大阪府双方の観光産業振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見を踏まえ、運営すること。連携先（大阪府）の情報発信に偏ることなく、都の観光産業振興にも十分に資するよう留意すること。
- キ 都、財団及び公益財団法人大阪観光局（以下「大阪観光局」という。）が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。
- ク 写真や動画使用にあたっては、著作権元と承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。
- ケ 本事業で制作するコンテンツ等の掲載内容について、都、財団及び大阪観光局において二次利用を想定している。映像、イラスト、写真、音楽、出演モデル等、第三者が権利を有するものを使用する場合、少なくとも、令和8年3月31日までは使用できるよう必要な経費を当該委託費用に含めること。
- コ 各媒体の掲載におけるポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。また、掲出前には、都、財団及び大阪観光局に原稿等の確認を受けるとともに、各者からの指示に従って修正に対応すること。なお、確認・修正期間には十分余裕を持つこと。
- カ 言語・翻訳の品質管理（海外市場向けPRについて）
 - (ア) 翻訳にあたっては、表記方法の統一を図ること。適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
 - (イ) 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
 - (ウ) 固有名詞の表現等については、財団の指示に従うこと。
 - (エ) 翻訳結果に対して問題があると財団が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を含め、適切な対応をとること。
 - (オ) 情報更新、追加に伴うテキストは原則日本語で収集すること。
 - (カ) 固有名詞や単語の修正等、軽微な翻訳修正に対応すること。
 - (キ) 各コンテンツの制作過程においては、原文の他に、日本語訳も提供した上で、都、財団及び大阪観光局に原稿等の確認を受けるとともに、各者からの指示に従って修正に対応すること。なお、確認・修正期間には十分余裕を持つこと。
- シ 撮影・取材にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分講じ、必要に応じて、PCR検査や抗原検査を受検した上で実施すること。検査費用等諸費用は委託費

に含めること。

7 委託内容

受託者は、本事業の趣旨を十分理解した上で、その目的を達成するよう、以下の業務を企画し、円滑に運営実施すること。

(1) 海外市場向け二大都市の魅力を対比したPR（記事広告等）の実施

以下の仕様を満たした記事広告等の制作を行うこと。

- ア 海外の有力な旅行関連ウェブサイト等に記事広告等を掲出すること。
- イ 記事広告コンテンツは、東京と大阪の魅力を対比する動画を用いたコンテンツを含む内容で制作をすること。
- ウ 掲出するメディアについては複数年掲載できるメディアが望ましい。
- エ 掲載内容や時期等の詳細については財団と協議の上、実施すること。
- オ 使用言語は英語を想定しているが、詳細については財団と協議の上、実施すること。
- カ 全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- キ 食（ガストロノミー）に関する内容を入れること。
- ク 2025年に開催する大阪万博について記事内に掲載すること。

(2) OTA（Online Travel Agency）と連携した広告出稿

国内外の旅行者やターゲット層の視点を取り入れながら、東京及び大阪への訪問意欲を高めるため、ホテルや航空券等、旅行に関するオンライン予約を扱うOTAと連携した広告出稿等を実施すること。また、出稿した広告への誘導広告も行うこと。

事業目的に照らし最も効果的な事業となるようなOTAを提案、財団との協議の上決定し、必要な手配・調整を行うこと。広告出稿後は実際の予約数、フライト検索数等を報告すること。報告項目については提案、財団との協議の上決定する。

(3) 海外市場向けオンライン広告の実施

ア 業務内容

(ア) ターゲットに即した誘導効率の良い媒体を選定した上で、インターネット上にオンライン広告を掲出し「7 委託内容」(1)の記事広告、(2)OTAと連携した広告出稿等への誘導を図ること。配信にあたっては、必要に応じて各広告の入稿規定に沿うように編集の上、配信すること。

(イ) 事業目的に照らし最も効果的な掲出となるよう、以下のKPIを設定し、実施すること。

- ① 誘導する記事広告、OTAと連携した広告出稿等へのアクセス数（クリック数）
- ② その他必要と思われる指標

イ オンライン広告掲出期間

「7 委託内容」(1)の記事広告等の公開後、速やかに開始することを想定している

が、財団と協議の上、実施すること。また、事業目的に照らし効果的と思われる広告掲出時期や掲出頻度を設定すること。

(4) 国内市場向け二大都市の魅力を対比したPRの実施

ア 概要・コンセプト

東京・大阪の二大都市の魅力を「5 対象市場・ターゲット」に記載のターゲット（国内市場向け）に則したPRを実施すること。実施に当たっては、今後の国内旅行の動向なども見据え、旅行意欲の高い層に効果的と思われる内容にて展開し、実際の送客に資するPRを展開すること。

また、各PRについては、都・大阪府の共同プロモーションであることを意識し、相互送客に資する共通テーマを設定した上で、一貫性を持ったものとする。なお、PRを実施する中で、観光モデルコースの設定等を妨げるものではない。

イ 国内市場向けのイベント等を活用したPR

(ア) 都庁1階展示スペースでのパネル等展示の実施

令和5年11月27日から30日まで(万博500日前を含む)、都庁1階の展示スペースでパネル等の展示を実施する。以下のとおり、展示するパネル等の作成、設置等を行うこと。

- ① 指定スペースをふまえ、東京と大阪の2大都市の魅力を伝えるパネルのデザイン案を作成し、財団の確認後、パネルの作成・展示を行うこと。
- ② 財団の指定する日時に、パネル等の設置及び撤去作業を行うこと。展示期間中に会場での案内スタッフの手配等は必要ないが、展示期間中管理を行い、展示物に不具合等があった場合等是对応すること。設営撤去等の作業費及び展示期間中の管理に要する経費はすべて委託費に含むものとする。
- ③ 都庁1階展示スペースの利用料については無料のため委託費には含まれない。また会場手配については都が行う。

(イ) 東京都内と大阪府内の観光客の多い施設等でのパネル展示等の実施

東京都内と大阪府内の観光客の多い施設等でパネル展示等を実施する。以下のとおり、展示施設の手配、パネルの作成等を行うこと。

- ① 本事業に適切な、東京都内と大阪府内の観光客の多い会場候補選定・提案を行い、財団の承認のうえ、設置場所を手配すること。実施期間については、立地などをふまえ、効果的な実施期間を検討し提案すること。
- ② 東京と大阪の2大都市の魅力を伝える選定媒体のサイズにそったパネルデザイン案を作成し、財団の確認後、その作成を行い、①で選定した会場及び指定期中の展示を行うこと。
- ③ パネル等の設置、設営、撤去作業等を行うこと。また、展示期間中に立ち合い等が必要な場合はスタッフの手配を行うこと。設営撤去等の作業費及び展示期間中の管理に要する経費はすべて委託費に含むものとする。

(ウ) ツーリズムEXPOジャパン2023用のポスター、チラシ等作成

令和5年10月26日から29日に大阪にて開催予定のツーリズムEXPOジャパン2023にて東京と大阪の各ブースに設置予定の大阪と東京の二大都市の魅

力を伝えるポスターやチラシを作成すること。

- ① 東京と大阪の二大都市の魅力を伝えるポスター、チラシ等を作成すること。
ポスターはA1サイズ2枚程度、チラシはA4サイズ1000枚程度を想定すること。詳細については別途財団の指示に従うこと。
- ② 財団の指定する日時、場所に納品をすること。

ウ 交通広告の実施

東京と大阪の空港や主要交通機関の駅、航空会社、鉄道会社保有の掲出媒体等で広告を掲出すること。ターゲット層にアプローチできる効果的な掲出媒体を提案し、広告枠確保、広告デザイン作成等を行うこと。実施時期についても効果的な時期を提案すること。

(5) 効果測定及び報告

以下のとおり実施すること。

- ア 海外市場向け二大都市の魅力を対比したPR（記事広告等）の実施
適切なKPIを設定の上、設定したKPIの達成状況を毎月報告すること。
- イ OTA（Online Travel Agency）と連携した広告出稿
適切なKPIを設定の上、設定したKPIの達成状況を毎月報告すること。
- ウ 海外市場向けオンライン広告の実施
適切なKPIを設定の上、設定したKPIの達成状況を毎月報告すること。また、その数値を分析し、結果に応じてターゲットの変更、絞り込み等改善策を財団と協議の上、実施すること。
- エ 国内市場向け二大都市の魅力を対比したPRの実施
適切なKPIを設定の上、設定したKPIの達成状況を展示、広告掲出等終了後速やかに報告すること。

8 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。財団の承認をもって請求書を発行すること。なお、「7 委託内容」の業務に係る事業費の一部は、大阪観光局から直接受託者へ支払う場合がある。その際、精算のため担当者で直接調整し、必要な場合には指定の書類等（見積書・委託完了届・請求書等）を作成の上、処理を速やかに行うこと。

(2) 完了報告と成果物の提出について

- ア 委託完了届
別紙「委託完了届」を提出すること。
- イ 実施報告書
A4版、横書きカラーで作成の上、紙3部、電子データをCD-RまたはDVD-Rで3枚納品すること。掲出された広告（オンライン、オンラインメディア）全てをクリッピングや写真等に収め報告書に含むこと。（別紙として提出することも可能とする）
※目次、体裁、提出期限等は財団と協議の上、実施すること。
- ウ 本事業効果測定書
効果測定内容、体裁等は財団と協議の上、実施すること。

エ 電子情報処理業務に係る各種様式

「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」（以下「標準特記仕様書」という。）参照のこと。

https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10 秘密の保持

受託者は、「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 作成物・成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て財団に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)～(4)の規定は、「9 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

12 委託事項・関係法令の遵守

受託者は、本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

13 個人情報の保護等

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標

準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

(2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために財団が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。

- ・本事業の特設ページやキャンペーン等を通じて得たもので、ログインされたユーザーやキャンペーン参加者の氏名・連絡先・メールアドレス など。
- ・財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど。
- ・他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(3) 本事業の遂行にあたり「9 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1.4 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議の上、実施すること。

(2) その他条件が変更となることがある。その場合、財団と協議の上、変更する。

(3) 本事業の委託者は財団であるが、実施にあたって発生した問題は受託者が責任をもって対応すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第17条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。

(5) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団

観光事業部 浜地・津田

E-mail: hamachi@tcvb.or.jp・tsuda@tcvb.or.jp